

安曇野市文化財 保存活用地域計画

~私たちの宝物を探し、見つけ出し、
守り、活かし、伝え育てる~



安曇野市・安曇野市教育委員会

【表紙写真・絵図】

豊科郷土博物館友の会宝探し部による曾根原家住宅見学会
信州大学工学部建築学科による小田多井の八幡神社本殿の建築調査
穂高神社の御船祭り
嘉永三年絵図 豊科郷土博物館蔵

目 次

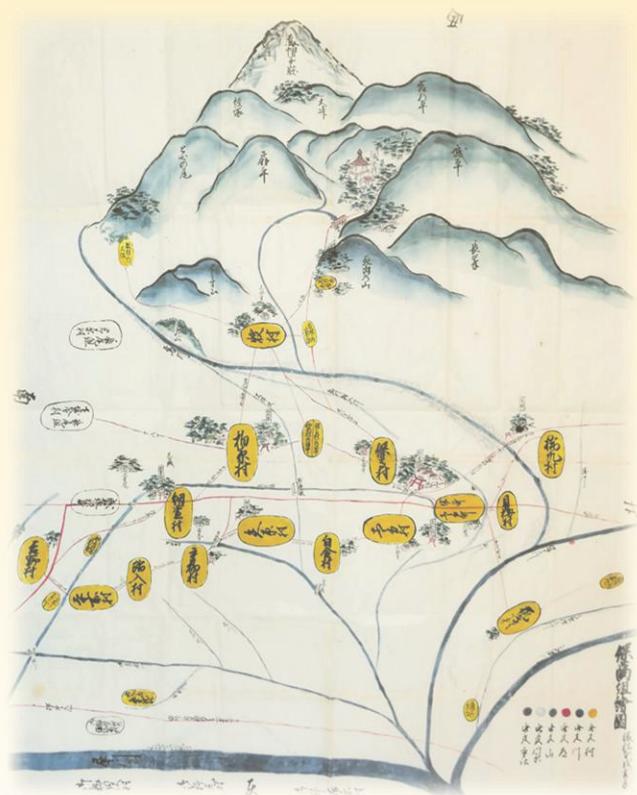
第1章 計画作成について ······	1
1.1 計画作成の背景と目的	2
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画の対象	6
1.4 地域区分および地域呼称	7
第2章 安曇野市の概要 ······	9
2.1 自然的・地理的環境	10
2.2 社会的状況	16
2.3 安曇野市の歴史	23
第3章 安曇野市内の地域の宝物 ······	29
3.1 指定等文化財	30
3.2 未指定文化財	44
3.3 関連する制度等	48
第4章 安曇野市の歴史文化の特徴 ······	49
4.1 歴史文化の特徴の捉え方	50
4.2 安曇野の歴史の特徴	52
4.3 歴史文化の特徴	66
第5章 地域の宝物に関する把握調査 ······	69
5.1 地域の宝物の把握調査	70
5.2 地域の宝物の把握状況	73
第6章 地域の宝物の保存・活用に関する将来像と方針 ······	75
6.1 目指す将来像	76
6.2 基本方針	78
6.3 長期展開	86

第7章 地域の宝物の保存・活用に関する措置	87
7.1 措置の設定	88
7.2 地域の宝物を知り、関わる	88
7.3 地域の宝物の価値を実感しながら守る	90
7.4 地域の宝物を受け継ぎ育てる	91
第8章 地域の宝物の一体的・総合的な保存・活用	93
8.1 関連文化財群の設定の考え方	94
8.2 関連文化財群の保存・活用のための措置	96
第9章 地域の宝物の保存・活用の推進体制	139
9.1 取組主体と推進体制	140
9.2 防犯・防災体制	143
資料編	145

例　　言

- 1 本計画は、文化財保護法第183条の3に定められた、長野県安曇野市における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。
- 2 本計画は、令和5年度から令和7年度に地域文化財総合活用推進事業国庫補助金の交付を受けて作成した。
- 3 本計画の作成にあたっては、令和5年度から令和7年度に安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会を組織し、計画の検討を行った。併せて安曇野市文化財保護審議会へ意見聴取を行った。
- 4 本書における年代表記は、元号年（西暦）とする。年度による記載が適切なものについては、元号による年度記載とする。
- 5 本計画の作成は、文化庁文化資源活用課の指導・助言及び、長野県の助言を受け、安曇野市教育委員会が作成した。

第1章 計画作成について



『保高組絵図』（長野県県立歴史館蔵）

1.1 計画作成の背景と目的

安曇野市（以下、「当市」と言います。）は、平成17年（2005）に南安曇郡の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び東筑摩郡の明科町の3町2村が合併し誕生しました。「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」を将来ビジョンに掲げ、まちづくりを進めています。

当市は北アルプスの麓に広がる雄大な自然と、清冽な湧水に恵まれ、それらが農業や観光業等の産業の基盤となっています。平成28年（2016）に世界かんがい施設遺産に登録された拾ヶ堰を代表とする各地に張り巡らされた用水路は水田面積を拡げ、山岳と田園が織りなす美しい安曇野の風景を支えています。豊富な水と肥沃な大地の上に展開された住民の生活は、集落ごとの多彩な道祖神や祭礼を生み出し、豊かな文化を育んできました。まつお じ ほんどう 松尾寺本堂・曾根原家住宅をはじめとする国・県・市の指定、登録及び選択文化財は、232件（令和7年（2025）5月現在）に及び、当市の歴史文化の象徴として受け継がれています。

当市はこれまで文化財保護法や県・市文化財保護条例、各種補助金交付要綱に基づいて、文化財の保存修理、後継者育成の対策や、文化財所有者へ維持管理に対しての助言や補助金を交付する等の支援を講じてきました。その一方、当市の文化財を取り巻く環境は近年大きく変化し、人口減少及び少子高齢化が進む中で、文化財の継承者や管理者が不足し、祭礼や技術の継続が難しくなりつつあります。また、ライフスタイルの多様化により、地域と個人のつながりが希薄化しつつあり、さらには新型コロナウイルス感染症の影響で行事の催行が途切れる等、市民の文化財への関心や認知度の低下が懸念されています。加えて、気候変動や自然災害リスクの増大による文化財のき損や、過疎地域における防犯対策の必要性、文化財そのものの老朽化等の課題も顕在化しています。

文化財を後世に継承していくためには、所有者、管理者だけでなく、地域と一体となって文化財を守っていく意識・体制づくりが求められています。こうした背景のもと、全国で地域活性化や観光振興の観点から、文化財の周辺環境も含めた他分野との連携を図り、総合的な保存や活用に取り組む動きが広まりつつあります。平成30年度の文化財保護法の改正により、文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定制度が導入されたことを受けて、当市では、文化財の指定・未指定にかかわらず、地域で大切にされてきた宝物を確実に後世へ継承するために、文化財の保存と活用に関するマスタープランかつアクションプランとして、「安曇野市文化財保存活用地域計画」

（以下、「本計画」と言います。）を作成します。本計画は、当市の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な地域の宝物を俯瞰し、総合的・一体的な保存・活用の取組を位置づけることにより、当市の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な地域の宝物の継承につなげます。

1.2 計画の位置づけ

(1) 計画の役割・構成

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく当市における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。文化財行政の中・長期の方向性を示すマスター・プランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクション・プランの両方の役割を担います。

本計画を作成・実施することによって、地域（市民）・関連団体・所有者・担い手・文化財部局・庁内関連部局等が地域総がかりで地域の宝物を探し見つけ出し、守り、活かし、伝え育てる体制の構築を図り、文化財の存続につなげます。

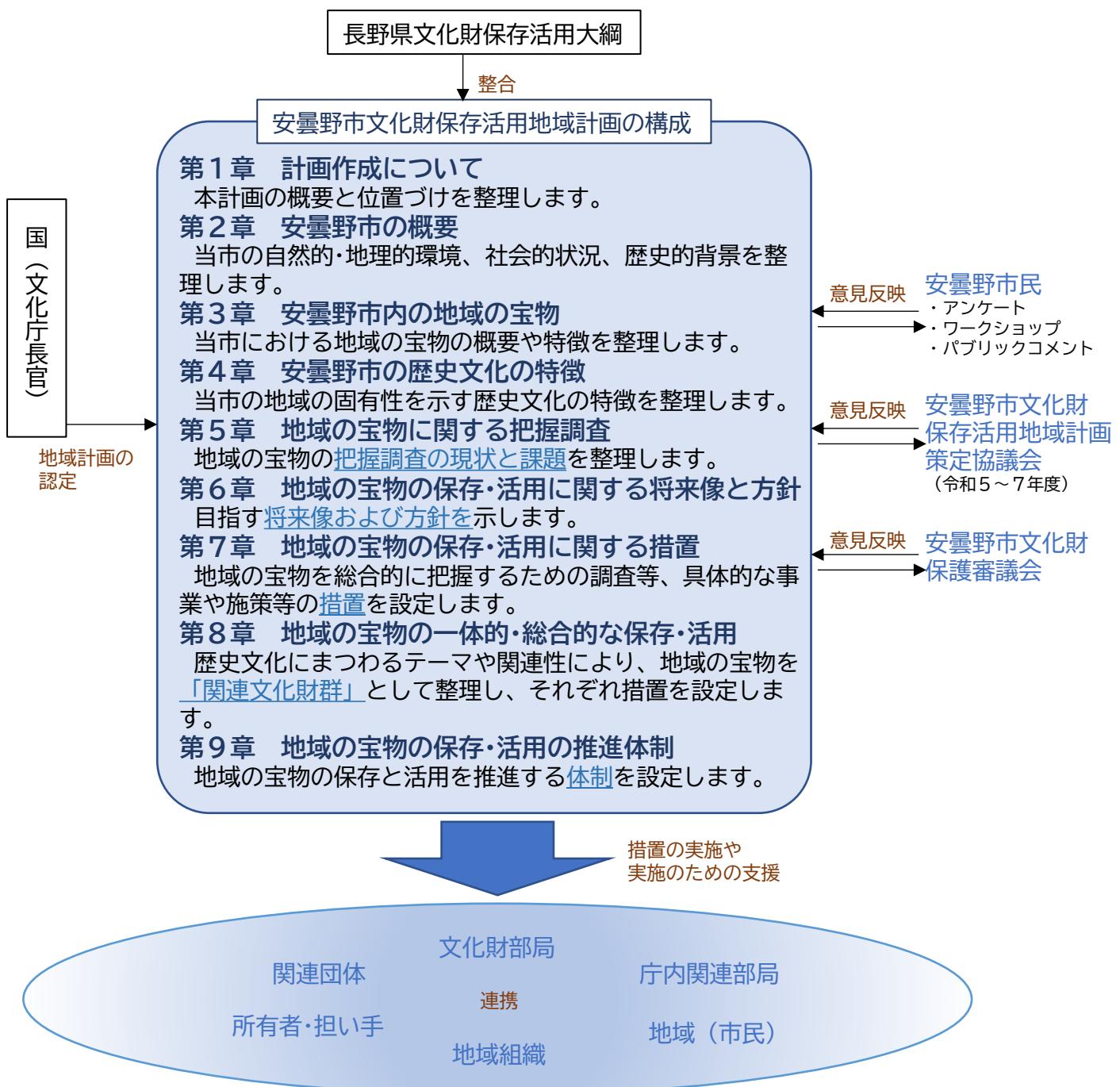


図1.1 本計画の概要イメージ

(2) 上位・関連計画との関係

本計画は、文化財保護法の法定計画として認定され、長野県による「長野県文化財保存活用大綱」と整合するものです。また、「第2次安曇野市総合計画」、「第1次安曇野市教育振興基本計画」および「第2次安曇野市文化振興計画」を上位計画としています。当市で作成した個別の文化財保存活用計画は、本計画のもとに位置付けられます。このほか都市計画、環境、観光等の当市の関連する個別計画と連携・整合を図ります。

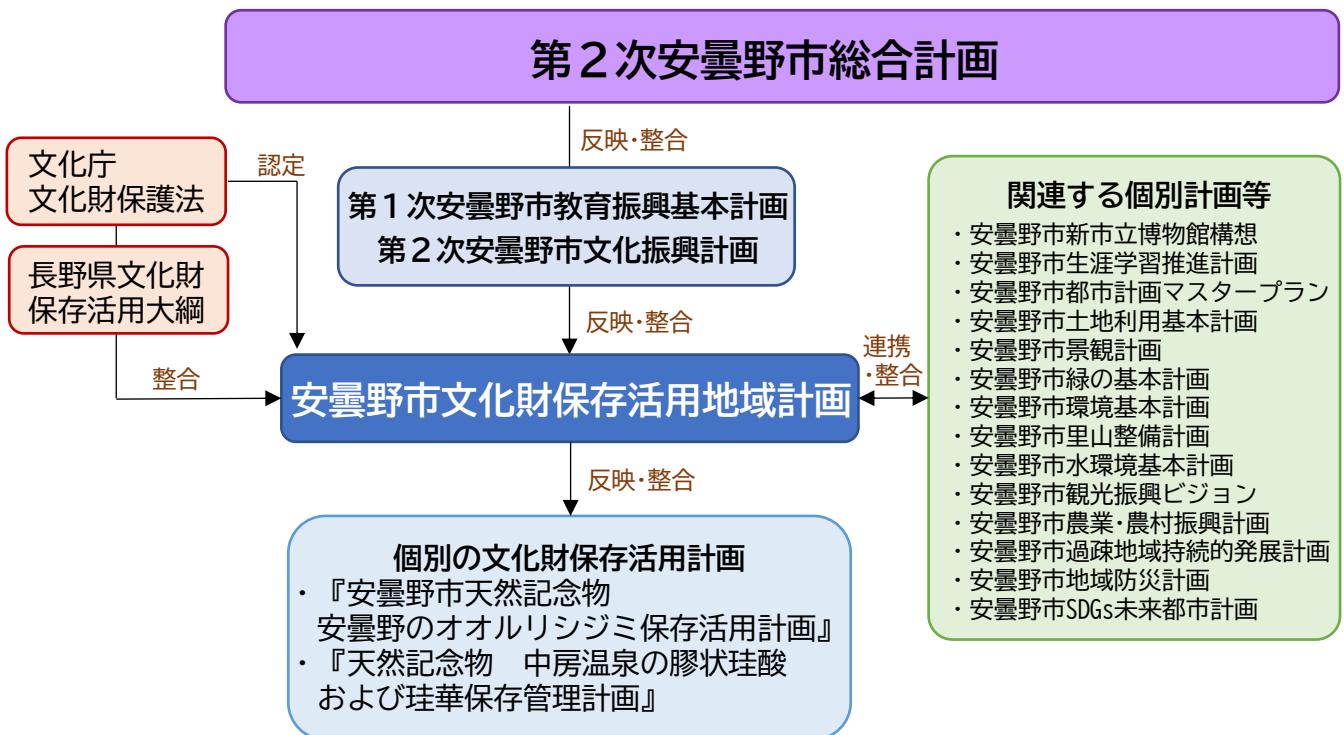


図1.2 本計画の位置づけ

(3) 計画期間

計画期間は、教育分野のマスター・プランである第1次安曇野市教育振興基本計画の改定時期を見通し、第2次教育振興基本計画との整合を図るため、令和8年度（2026）から令和15年度（2033）までの8年間とします。また、上位計画改定の際には、必要に応じて見直しを図ります。

本計画に基づく措置の実施時期を明確にするため、計画期間を前期・後期に区切り設定します。令和8年度（2026）から令和11年度（2029）までの4年間を前期、令和12年度（2030）から令和15年度（2033）までの4年間を後期とします。前期・後期の最終年度には、措置の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを図ります。

計画の変更に際し、以下の項目がある場合は、文化庁長官の変更の認定を受けます。

- ・計画期間の変更
- ・市の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更は、その変更内容について長野県および文化庁に報告します。

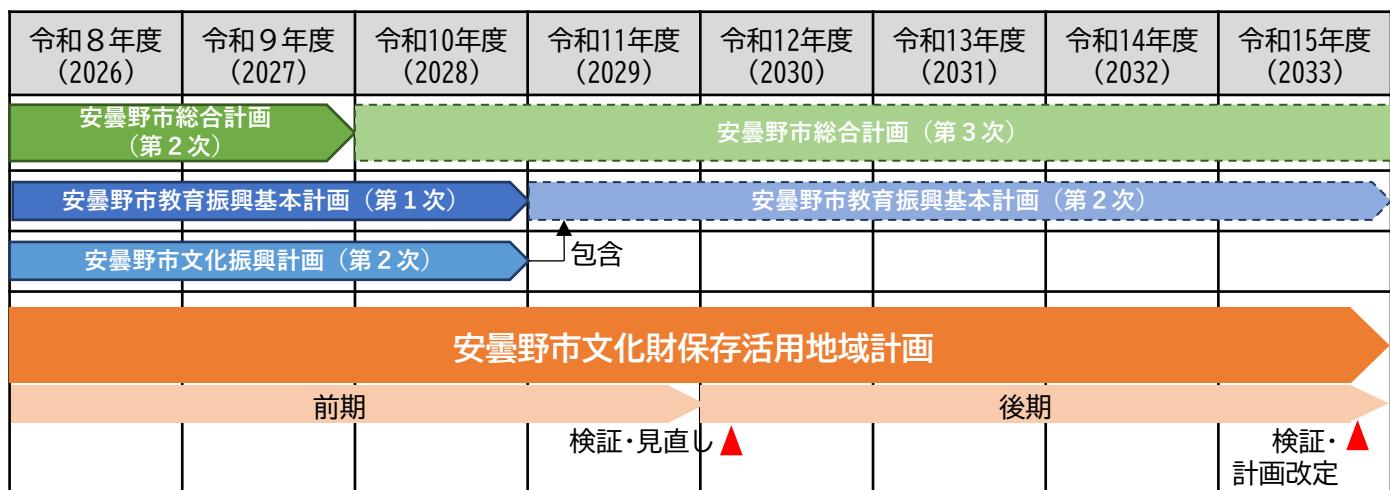


図1.3 計画期間のイメージ

1.3 計画の対象

「文化財」は、文化財保護法で有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に規定されています。同法ではこれらのほか、埋蔵文化財、文化財の保存技術も保護の対象としています。

このうち重要なものについては、同法のもと、国、県、市による指定・選定・登録・選択を受けることができ、こうした指定等になったものを本計画では「指定等文化財」とします。また、「文化財」の6類型には該当しない伝承や民話等に加え、価値が明らかにされておらず文化財の指定等がないものの、地域にとって重要で継承すべきと考えられるものを「未指定文化財」とします。

一方、本計画作成にあたって実施したアンケート調査の結果から、市民は日々の暮らしの中で、国や県、市による指定等のない様々な未指定文化財を大切な宝物としてとらえている傾向がみられました。この点を考慮し、市内や地域で市民が「大切にしたい」、多くの人が「次の世代に残したい」という価値を感じるもの、これらすべてを「地域の宝物」とし、本計画の対象とします。

地域の宝物

市内や地域で住民が『大切にしたい』、次の世代に残したいと思うもの

文化財保護法の定義に該当する文化財

- ・有形文化財・無形文化財・民俗文化財
- ・記念物・文化的景観・伝統的建造物群
- ・埋蔵文化財・文化財の保存技術

指定等文化財

国、県、市により
指定・選定・登録・選択された文化財

未指定文化財

文化財保護法や条例^(※)等
による保護の対象と
なっていないもの

※ 長野県文化財保護条例、安曇野市文化財保護条例

図1.4 本計画の対象の考え方

1.4 地域区分および地域呼称

(1) 地域・地区の区分

当市は平成17年（2005）に南安曇郡の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村の4町村、東筑摩郡の明科町の1町が合併して誕生しました。当時の町村名および境界が地域界として用いられています。また、現在当市には自治会組織である「区」が83団体存在し、その多くは明治時代以前の村の名称や境界を今に引き継いでいます。区ごとに地域の祭りや行事を行っているところも多く、歴史・文化の観点からも区の単位は重要です。

(2) 本計画における地域呼称

本計画では、下図に示す名称を主に使用します。地域を指し示す場合は5地域区分による豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域を、地区を指し示す場合は現区名を用います。なお「光」^{ひかる}という名称の地区は2か所あるため、「豊科光」、「明科光」の呼称を用います。

旧郡名（南安曇郡、東筑摩郡）や旧町村名等はなるべく当時の呼称で、やむをえない場合は現区名を用います。

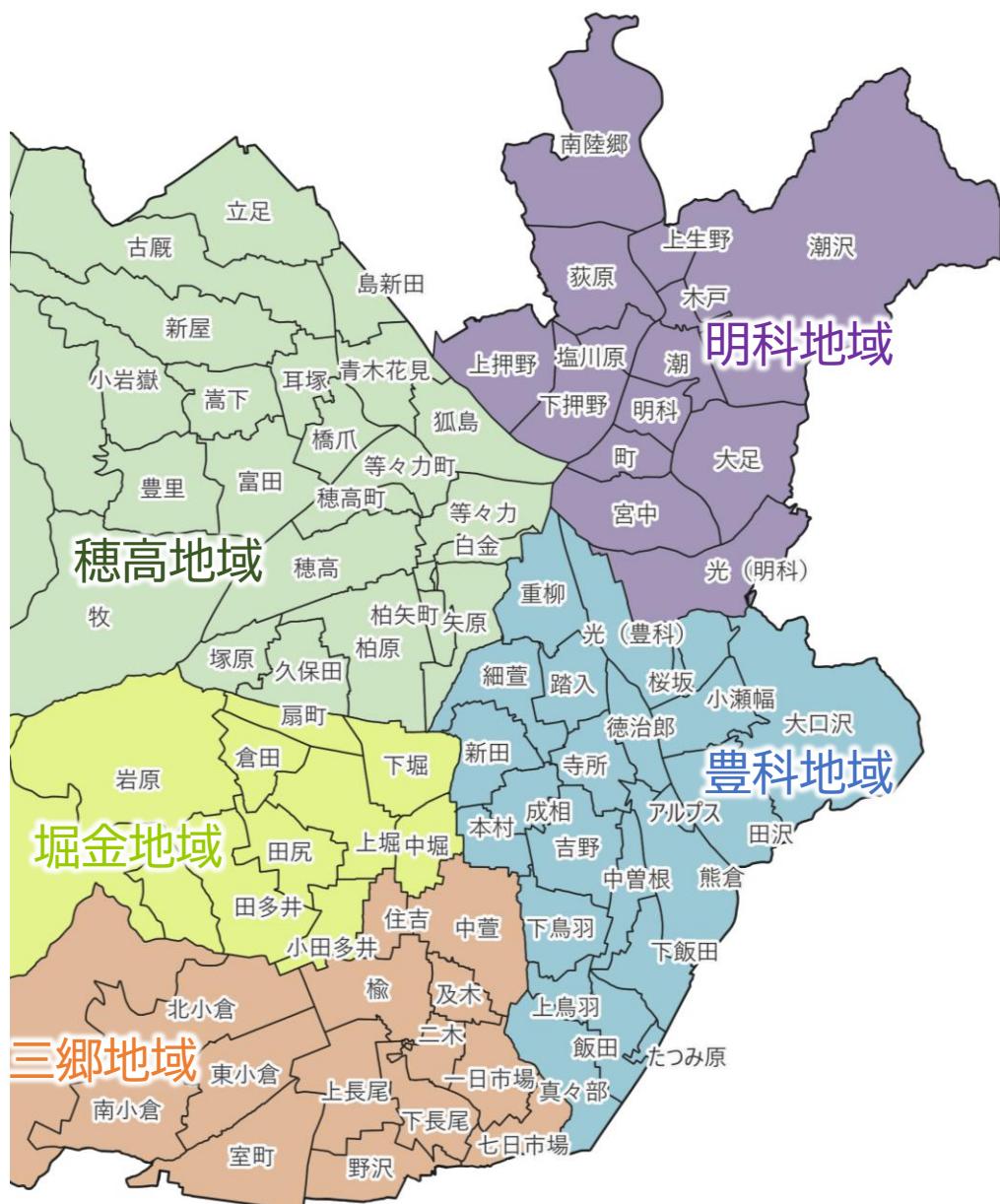


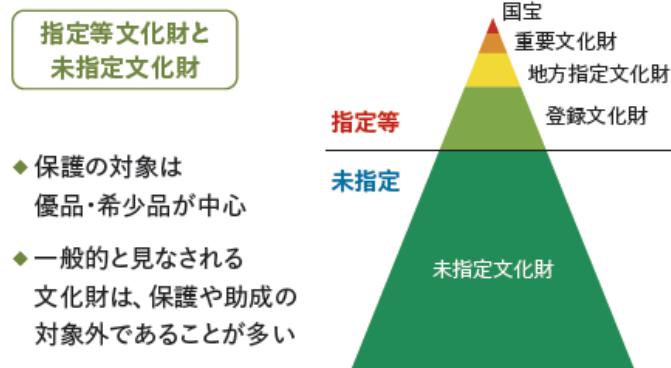
図1.5 地区位置図

コラム これまでの文化財保護と本計画作成との関係

文化財保存活用地域計画は平成30年度の文化財保護法改正に伴って作成が可能となった計画です。その役割や、当市の行政計画との関係等については本書3～5ページに示すとおりですが、このような計画の作成が必要になった背景としては過疎化・少子高齢化等に起因する、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要となったことがあります。

文化財の保護制度は、古い時代から残る優品、希少品を優先的に保護することから始まった制度であるため、現在保護されている文化財はかなり限定的です。

人口減少や集落の消滅、大規模な災害等により、未指定文化財や周辺環境の消失が進むと地域らしさも失われてしまうことが懸念されています。



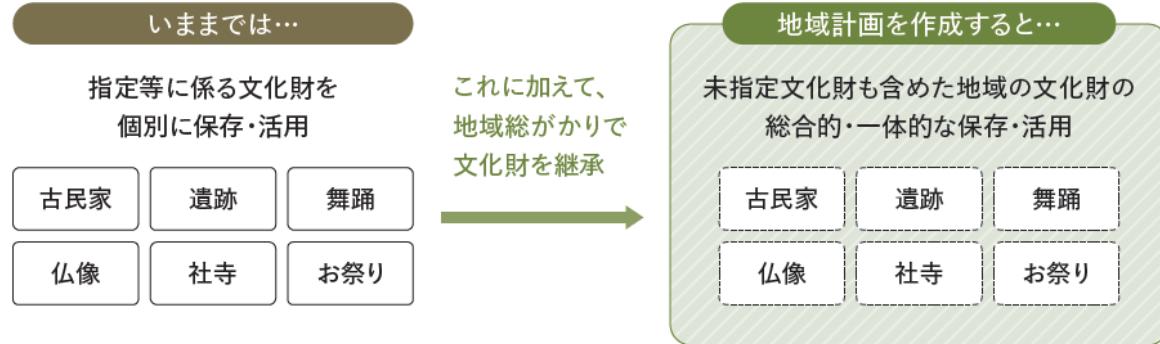
(出典：地域総がかりでつくろう文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック 2025年3月 文化庁文化資源活用課)

こうした状況も踏まえ、本計画作成に関しては、これまでの文化財保護との違いとして次の点が本計画作成の参考図書にも示されています。

これまでの文化財保護との違い

これまでの文化財保護との大きな違いは、対象となる文化財の範囲の広さです。これまで、個別の指定等文化財を保護してきましたが、地域計画では、未指定文化財を含む域内の文化財全体を把握し、それらを各市町村が保存・活用していくことを目指しています。そして把握し

た指定等・未指定文化財を基礎資料として地域や府内で共有することにより、教育や観光、景観づくりへの活用などの様々な取組に生かすことができるようになり、その結果としてそれらの継承も可能となります。



(出典：地域総がかりでつくろう文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック 2025年3月 文化庁文化資源活用課)